



令和 2 (2020) 年度

栃木県優良デザイン商品（Tマーク商品）の募集

- 栃木県では、県内事業者のデザイン力の向上と魅力ある商品づくりを推進するため、県内の中小企業者等が製造する自社商品を募集し、「栃木県優良デザイン商品（Tマーク商品）」を選定するとともに、特に優秀なものについては「とちぎデザイン大賞」として表彰しています。
- 選定された商品は、県のホームページで紹介するとともに、リーフレットを作成し、全国百貨店等に配布してPRを行います。

<応募資格>

栃木県内に事業所を有する中小企業者等

<募集期間>

令和 2 (2020) 年 6 月 1 8 日 (木) ~ 7 月 2 2 日 (水) (必着)

<募集内容>

次の各条件に該当する自社開発による商品及びパッケージを募集します。

- ① 平成 3 1 (2019) 年 4 月 1 日以降に一般に販売が開始された商品・パッケージ
- ② 令和 3 (2021) 年 3 月 31 日までに販売予定の商品・パッケージ

※ ただし、法令により基準適合が義務づけられているものについては、

令和 2 (2020) 年 8 月 26 日 (水) までに適合していることを証明できるものに限りです。

<表彰>

◇とちぎデザイン大賞

最優秀賞 (1点)

優秀賞 (4点以内)

◇栃木県デザイン協会賞 (1点)



H30(2018) : E たんか



R1(2019) : おかえり安心 快腹帯

◇栃木県優良デザイン商品（Tマーク商品）

審査基準を満たした商品については、
栃木県優良デザイン商品選定証を交付します。

▲過去 2 年間の
とちぎデザイン大賞
最優秀賞受賞商品

【応募方法】

『令和2(2020)年度 栃木県優良デザイン商品 応募用紙』(別紙様式)に次の書類を添付して、応募締切日までに郵送又はメールにて提出してください。

なお、審査委員会(9月30日(水)開催予定)における現品審査のための商品の提出期限については、別途通知します。(応募の際、商品の提出は不要です。)

〔応募用紙〕工業振興課ホームページからダウンロードできます。

http://www.pref.tochigi.lg.jp/f02/work/shoukougyou/chitekishoyuuken/tmark_index.html
(トップ > 産業・しごと > 知的所有権 > 栃木県優良デザイン商品(Tマーク商品))

〔添付書類〕

- 法令により基準適合が義務づけられている場合は、適合を証明する書類
※ 未発売の商品の場合、証明書類は令和2(2020)年8月26日(水)までに送付してください。
- 公開特許公報等がある場合は、その公報の写し

〔費用等〕応募は無料ですが、審査委員会への商品搬入出等にかかる費用は、応募者側の負担となります。

【審査および決定】

デザインに関する学識経験者等で構成する「とちぎデザイン大賞審査委員会」で行います。

- 審査基準 ※今年度は新しい審査基準を設定しております。

次の審査基準(7項目)をもとに、総合的に判断します。

- (1) 外 観/形状、色彩、模様等が美しく、独自性があること。
- (2) 機 能/使用目的に合った機能を有し、維持管理が簡単であること。
- (3) 品 質/その商品に通常要求される材質や耐久性等を有していること。
- (4) 安全性/使用中にけがをしたり、有害物質を排出するおそれがないこと。
- (5) 共用性/利用者の年齢や能力に関係なく使いやすいように配慮されていること。
- (6) 環境性/環境に優しく、リユース・リサイクルに適した構造になっていること。

(7)新しい生活様式/新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」が考慮された提案がなされていること。

- 決定

県は、審査委員会の意見を聴いて「栃木県優良デザイン商品(Tマーク商品)」を選定するとともに、その中から特に優秀なものを「とちぎデザイン大賞」として表彰します。

【その他】

- 審査委員会への商品の搬入出は、応募者の責任で行っていただきます。
- 応募商品の取扱いについては最善の注意を払いますが、天災その他不慮の事故による損害に対する責任は負いかねますので、あらかじめ御承知願います。
- 審査委員会への搬入は、概ね次の基準以内のものとしします。
<基準>寸法の縦(高さ)1.5m、横(幅)1.5m、奥行(長さ)2.0m以内、重さ300kg以下
※現物の出展が困難な場合は、パネル(A1パネル2枚程度)による出展をお願いします。
- 衛生上の都合により、審査委員会における食品の試食は行いません。
- 選定商品について、次のような事実が判明した場合は、選定を取り消すことがあります。
 - ・ その機能的欠陥等から社会的に著しい損害を与えた場合
 - ・ 模倣、盗用など他者の知的所有権等を侵害していると公に認められた場合
- 応募対象についての知的財産権、品質、性能、安全性やその販売等に関して生じた問題の責任については、応募者が負うものとしします。
- 栃木県優良デザイン商品(Tマーク商品)への応募またはとちぎデザイン大賞等の受賞により、応募者とその他の第三者の間で生じた紛争については、県は一切責任を負いません。

【問い合わせ】 栃木県 産業労働観光部 工業振興課 地域産業担当
〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20
TEL : 028-623-3198 FAX : 028-623-3945
E-MAIL : kougyou@pref.tochigi.lg.jp